



18歳から大人！ 新成人は消費者トラブルに気を付けて！

2022年(令和4年)4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者は、民法で定められた未成年者取消権により契約を取り消すことができますが、成年年齢の18歳に達すると、法定代理人の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができるようになり、契約についての責任も自分で負うこととなります。大人になったばかりの新成人は契約の知識や経験が少なく、消費者トラブルに遭いやすくなるため注意が必要です。また新成人を狙って言葉巧みに強引な勧誘をする悪質業者も見られますので用心しましょう。

<相談事例>

投資セミナーの勧誘

SNSで知り合った人から投資セミナーを勧められ、「一生稼げる。人を紹介すると5万円の収入になる。」と言われたので40万円借金をして契約した。セミナーでは最初は投資について簡単な事を教えてくれたが、その後は勧誘行為に関する内容ばかりで話が違った。



美容コースの契約

2年間通い放題と言われ全身脱毛40万円のコースを契約した。10回通ったが効果がなく解約を申し出たら、40万円分の施術は既に終了しており、通い放題はサービスなので返金できないと言われた。契約内容を理解していなかった。

サブリの購入

SNSの広告で初回1000円のダイエットサプリメントを注文したところ、後日同じ商品が届き高額請求された。業者に連絡すると、4回継続が条件と言われ解約に応じてもらえなかった。改めてホームページを確認すると条件が記載してあったが、よく読んでいなかった。



<トラブル防止のポイント>

- ・契約する前によく考えましょう。契約内容をよく確認・理解してから契約しましょう。
- ・うまい話はうのみにせず、必要のない契約はきっぱり断りましょう。
- ・クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- ・クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう。



ネット広告で見た不用品回収 10倍以上の料金に

ネットで「1.5トントラックに詰め放題3万9800円」という広告を見て、不用品の回収を申し込んだ。作業当日、詰め込み後に事業者から領収書へのサインを求められ、金額を確認すると約65万円だった。不用品を運び出してもらわないと困るので、やむを得ずサインをしたが、作業前に金額について説明は受けておらず、支払いたくない。(70歳代 男性)



【アドバイス】

- ・ネット広告やチラシに記載された料金の通りとは限りません。不用品回収を依頼する際は、事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金や具体的な作業内容を比較検討しましょう。
- ・荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合がありますが、作業開始前に、支払う見込み額を確認することが大切です。
- ・不用品の収集・運搬業は、市町村による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。担当部署に問い合わせるとよいでしょう。
- ・作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらいましょう。
- ・クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。(国民生活センター 見守り新鮮情報より)

検針票は見せないで 電気の契約切り替えトラブル

「契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し『電気代が安くなる。電気の検針票を見せてほしい』と言われ、理解しないまま申込書に署名し供給地点特定番号を書いてしまった。書面はなく、内容がよく分からないので解約したい」と地域の高齢者から民生委員の私に相談があった。どう対応したらよいか。(70歳代 男性)

【アドバイス】

- ・電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。周りの人に相談するのもよいでしょう。
- ・大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。
- ・電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。
- ・クーリング・オフができる場合もあります。困ったときは、消費生活センター、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にご相談ください。(国民生活センター 見守り新鮮情報より)



クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

稲城市消費生活センター

相談電話 042-378-3738

月～金曜日(年末年始・祝日除く)

午前9時30分～正午、

午後1時～3時30分

